

Ⅲ 児童虐待の初期対応と通告

1 児童虐待の初期対応

児童虐待を疑ったときには、「子どもの安全を守る」視点から対応する必要があります。明らかに虐待であると思われる場合や、子どもに危険があるとき（*緊急性の高い場合の例を参照）にはすぐに対応しなければなりません。

緊急性が高い場合には、直ちに市町村又は児童相談所などに通告し、子どもの安全確保を優先すべきです。

* 緊急性の高い場合の例

- ・ 生命の危険のあるとき（頭蓋内出血、おぼれて窒息状態、内臓出血など）
- ・ 身体的障害を残す危険があるとき（骨折、火傷など）
- ・ 乳幼児期で身体的虐待が繰り返されているとき
- ・ 極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき
- ・ 親が子どもにとって必要な医療処置を取らないとき
（必要な薬を与えない、乳児の下痢を放置するなど）
- ・ 虐待者が非常に衝動的になっているとき
- ・ 性的虐待が強く疑われるとき
- ・ 子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- ・ 不登校（園）などで子どもに会えない、家庭訪問しても何かと理由をつけて子どもに会わせない、子どもの状況がわからないとき

○虐待の証明はしなくてもよい

保育所や学校の中で、虐待を証明することは困難です。虐待を疑っても、「もし間違っていたら…」と思うのはごく自然なことです。虐待を確信して通告することの方が、むしろ少ないのです。虐待かどうかを判断するのは、通告を受けた市町村又は児童相談所などの役割になります。

○一人で抱え込まない

児童虐待は、児童虐待の起こる要因のところでも述べたとおり、問題が複雑であるため、一人の力や一つの機関では解決できないことが多いものです。

また、問題の複雑さゆえに、一人で抱え込むことによって介入のタイミングを誤り、対応が遅れてしまったり、問題を複雑・深刻化させてしまったりすることもあります。

「この程度で虐待を疑うのはどうか」といったような迷いは禁物です。虐待の対応は、疑いの気持ちを誰かに相談し、問題を表面化するところから始まるのです。

虐待を疑ったら、まずは職場で同僚や管理職に相談してみましょう。

○管理職の対応の重要性

虐待の相談を受けた管理職は、気づいた人の気持ちを真摯に受け止めて対応しなければなりません。話を聞いただけで、虐待の疑いを否定するようなことを言ったり、問題として取り扱わなかったりすることのないようにしなくてはなりません。何度も述べているとおり、虐待の発見は疑うところから始まります。保育所や学校内で、例えば担任が虐待を疑った場合には、他の職員は子どもをどのように見ているのか、などについて、情報を集約することで、全体像が明らかになることもあります。管理職が先頭に立ち、子どもの安全を守る体制をつくる必要があります。

○組織対応の重要性

児童虐待は、その発生要因が複雑であること、子ども、保護者双方への支援が必要であることが多いこと、複数の関係機関との連携が必要であることなどから、保育所や学校においては、組織としてシステム的に対応できる体制づくりが必要です。

職員一人ひとりの意見や、子どもや家庭に関する重要な情報が、管理職に届くようなシステムをつくり、組織としての判断、対応ができることが虐待対応には求められます。

○記録の重要性

虐待の疑いのある子どもを発見したときは、虐待の疑いを持ったときから記録を残すことが大切です。

子どものケガやあざは、日数が経てば状況が変化してしまい、虐待を疑う根拠が消えてしまうことがあります。また、子どもや保護者の状況も記録に残しておかないと、時期や状況が曖昧になってしまいます。

さらに、虐待の対応は、多くの機関が関わることや、長期に及ぶことが多いため、人事異動などで担当者が変わっても必要な情報が確実に伝わっていくように、記録を残しておくことは大切なことです。

記録には、言葉による記録、描写による記録、写真があります。

記録を残す際に注意することは、「事実」を書き留めるということです。「事実」と職員個人が「事実から推測した内容」が、誰が見ても明らかである記録が求められます。

- ・虐待が疑われたときから、根拠となる事象について、詳細に記録する。
- ・子どもの話した言葉通りに表情や態度、傷の部位や程度などについて記録する。
- ・伝聞情報と直接確認した情報を、はっきりと区別して記録する。

【子どもの身体的状況】

- ・ケガ、あざ、やけどの場所や大きさ（写真または絵で記録するとよい）
- ・衛生状態
- ・身長、体重の変化 など

【子どもの言動】

- ・ 落ち着きがない
- ・ 友だちや職員との会話の様子
- ・ 保健室の来室状況 など

【保護者の状況】

- ・ 子どもとの接し方（体罰の状況、子どもを無視するなど）
- ・ 家庭訪問時の状況（家の中が乱雑、きょうだいへの接し方など）
- ・ 発言内容（なるべく詳細に記録するとよい） など

2 通告

○通告とは

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない」と規定しています。「通告」という言葉は非常に重く、仰々しい印象を受け、「通告」をためらってしまうことがあるかもしれません。

しかし、ここで言う「通告」とは、市町村又は児童相談所などに子どもの「相談」にのってもらうこと、気になる子どもについて「連絡」することと考えて行動することが必要です。

通告の際に注意しなくてはいけないことは、子どもが今どのような状況で、通告（相談）者は、何に困っているのか、具体的に相談することです。通告先に具体的な内容を告げないと、せつかくの通告（相談）が、個別具体的な相談ではなく、一般的な相談として扱われてしまい、対応が遅れてしまうことがあります。

中には、すでに別のルートから通告がなされていることもあります。しかし、通告が重なり、複数の情報源から情報が提供されることで、児童虐待の判定がつく場合もありますので、通告することは大変重要なことです。

通告（相談）前に、組織として問題に対応することを確認し、子どもの名前や通告者の連絡先を明確にして通告することが大切です。特に、通告したことを保護者が知っているか否かで、その後の児童への介入の方法が変わる場合がありますので、保護者が知っているか否かを明確にする必要があります。

通告のポイント

要保護児童の	氏名・年齢・性別・生年月日
	住所・学校名・学年・組
家庭について	保護者氏名・年齢・続柄・職業
	系図化できるように、きょうだいなど家族の状況、同居家族を明示
虐待と思われる状況について	時系列により いつから、どのような状況かなど記録に基づき説明
児童の状況	現在の居所、通学状況、様子など
保護者の了解	この通告について、保護者は知っているか否かについて
通告者について	職名・氏名・連絡先

○通告者について

児童虐待防止法第5条では、児童虐待の早期発見に関する努力義務について、教職員や保育士などの個人だけではなく、保育所や学校など組織（団体）もその責任を負うことを明確にするとともに、そうした個人や組織（団体）が、子どもの保護や支援にも協力するよう努めなければならないと規定しています。

保育所や学校で虐待を発見し、通告をする際には、管理職が対応することが最も望ましいと言えます。

なお、緊急性が高い場合で、保育所や学校などの組織対応に時間を要するときなどは、子どもの安全確保を最優先するために、虐待を発見した教職員などが直ちに市町村又は児童相談所などに通告する必要があります。

○通告先について

市町村

児童虐待の通告を受けたときは、必要に応じて学校の教職員などの協力を得つつ、児童の安全の確認を行うための措置を講ずることとされています。子どもや家庭の状況により、地域のネットワーク組織（要保護児童対策地域協議会）で関係機関との連携を図りながら、子どもや家庭に対する具体的な支援を検討するほか、さらに専門的な対応が必要なときは児童相談所に送致又は通知します。

児童相談所

市町村と同様に、通告を受けた際には、必要に応じ学校の教職員などの協力を得つつ、児童の安全確認を行う義務があります。一時保護や施設への入所措置の権限を持っていることや、心理判定を行う職員が配置されているという点で、市町村に比べより専門的な役割を担います。

また、子どもの安全が確認できないときなどに立入調査を行ったり、当該児童の虐待防止及び保護のために保護者に対して面会や通信を制限したりする権限もあります。

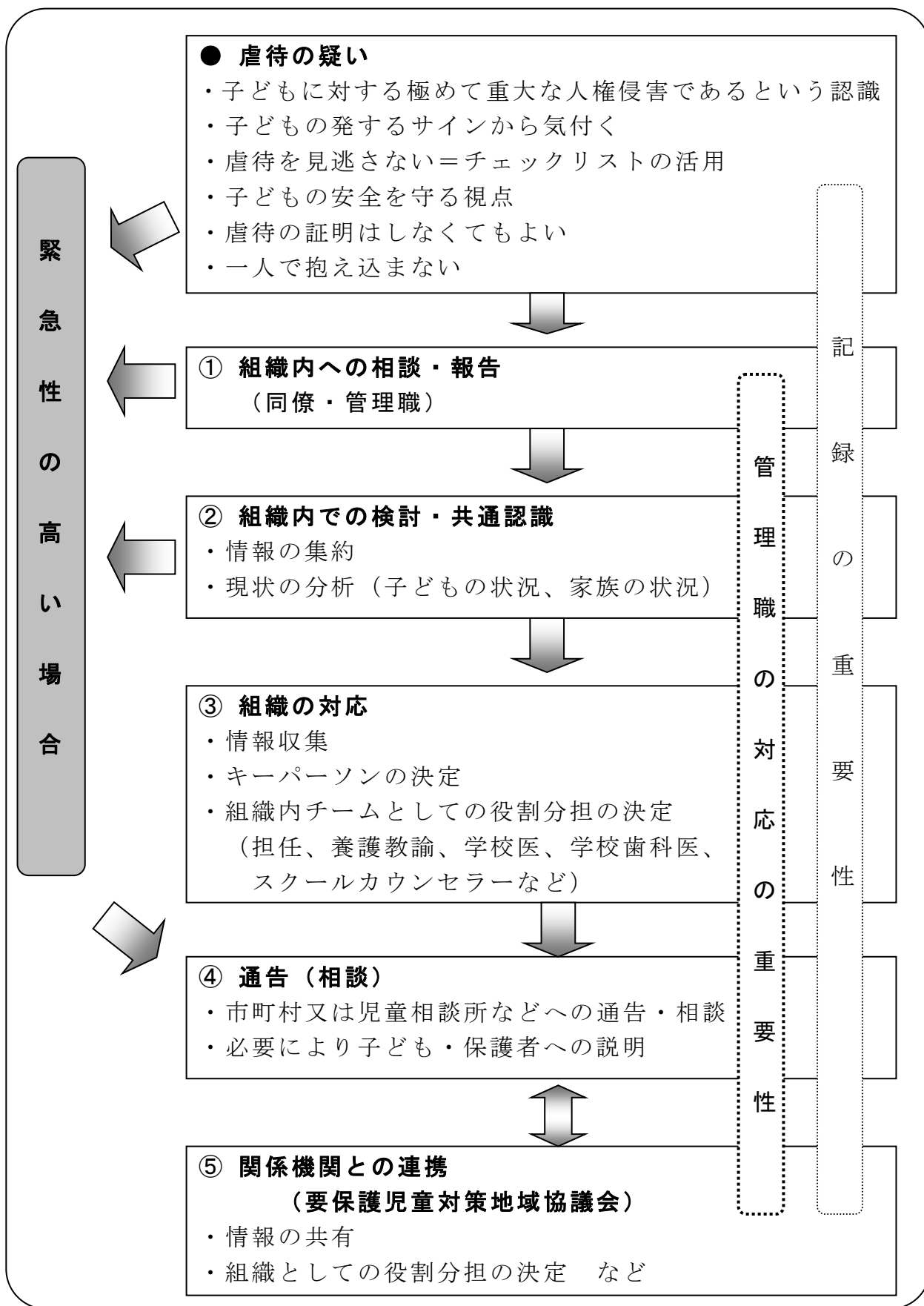
子どもが家庭で生活することが、明らかに危険であり、早急な保護が必要な場合には、児童相談所に通告してください。

児童委員

児童虐待の通告の仲介を行います。児童委員は、通告者からの話の内容を児童相談所や市町村に連絡し、対応を依頼することになります。

3 実際の対応と注意点

以下に、虐待を疑った場合の、組織内の初期対応のフローチャートの例を示します。



《フローチャートの補足説明》

- ① 虐待を受けている子どもは、自ら事実を訴えることは少なく、問題行動や身体上の症状などとして現れてきます。こうした子どもが発するサインを様々な立場の教職員がそれぞれの視点で観察していく必要があります。子どもが相談しやすい環境であることも大切です。日ごろから、校内研修などの機会を積極的に設定し、児童虐待について理解を深めることが必要です。虐待の疑いを持った教職員は、必ず同僚や管理職に相談します（組織内で、児童虐待の担当を明確にしておくなど、教職員が一人で抱え込まないようにする工夫が必要です。）。
- ② 管理職（又は虐待担当の教職員）は、組織内の関係者を集め、現時点での情報を収集し、教職員の共通認識を図るとともに、対応方針を決定します。学校では、学校医や学校歯科医が身近にいる専門家として助言や指導を求めることも養護教諭の所見と併せ、大切になります。

* 組織内の関係者：学校であれば、管理職、担任、養護教諭、校医、生徒指導担当、人権教育担当、教育相談担当、スクールカウンセラーなど
- ③ 組織内での対応を図る場合には、組織内のキーパーソンを決めるとともに、組織内での役割分担の明確化を図り、情報を共有します。

教職員は、子どもや家族に対して意識して関わるように努めるとともに、子どもの様子など（服装、友人とのけんか、職員との会話など）を記録に残しておくことが大切です。
- ④ 市町村又は児童相談所などへ通告（相談）します。特に、緊急性が高いと思われる場合には、すぐに通告（相談）することが大切です。

通告（相談）時に、併せて双方の役割分担について協議し、学校としての役割を担います。（虐待の対応は、市町村又は児童相談所へ通告したら終わりではありません。詳細は、IVを参照してください。）
- ⑤ 虐待の対応は、一つの機関では限界があります。情報収集をした上で、子どもや家庭を地域で支援するために必要な関係機関が集まり、支援体制を検討する必要があります。（要保護児童対策地域協議会について、22ページを参照）

◎性的虐待への対応

性的虐待は、外見적인証拠が見つかることが少なく、子ども自身も否認することが多いなど、発見が難しい問題です。性にかかわりのある言動（幼児や小学校低学年）や信頼できる人への告白、相談（中学・高校生）によって、明らかになることが多くあります。年齢が高くなるほど精神症状や問題行動が多発することも多く、子どもの心理的トラウマへのケアなど、専門的援助が必要とされます。対応の早い段階から専門の児童精神科医、臨床心理士等の関与が必要です。

しかし、子どもから「ほかの誰にも言わないで」と言われ、相談を受けた人が一人で抱え込んでしまう場合も少なくありません。

このような場合でも、子どもにとって今必要なことは何か、今後どう対応していくかを早急に見立てることが必要です。他の人の助けを借りることが、守ることにつながるということを根気よく説得していくことが大切です。子どもには罪はないこと、子どもを守ることを話し、安心させることが大切です。過剰な反応をしすぎないように気を付けるとともに、一人で悩まずに、子どもから相談を受けた教職員などが、管理職等関係者と協議の上、速やかに市町村又は児童相談所などに相談してください。場合によっては、児童相談所から紹介を受け、適切な専門家（児童精神科医等）と教職員などが会って、対応方法を検討することから始める場合もあります。



4 学校における対応のフローチャートの例

